

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌芸術の森野外美術館等作品現況調査業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	株式会社SDアート
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、札幌芸術の森野外美術館設置作品及び屋外設置作品について専門的な見地から現況調査を行い、必要な補修内容について検討するものである。そのため、本業務を履行するためには、作家の意図や作品設置に係る経緯等を十分把握しており、作家等との意思疎通を円滑に行うことが要求されるほか、美観を損ねないために作品に関する知識を十分に有していることが求められ、多岐に渡って作品の補修実績のある者による実施が必要である。</p> <p>当該選定事業者は、札幌芸術の森の第1期から第3期工事にわたり、野外美術館作品の総合設置計画策定及び設置・監修業務を行った株式会社空間造形コンサルタントの後継会社であり、他都市でも作品の補修実績が多数ある（宮城県、千葉県など）。</p> <p>また、本業務は通算3回目となるが、当該事業者の前身である株式会社空間造形コンサルタントは過去2回の調査を請け負った実績があり、当該選定業者は、過去の調査結果や調査に必要な資料を保有し、調査内容について熟知している。</p> <p>以上により、当該選定業者は、札幌芸術の森野外美術館のコンセプトを十分に理解しており、作品補修に関する知識と経験が豊富であり、適切な方法より業務を実施することが可能な唯一の業者であるため、随意契約を締結することといたしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和3年8月4日